

鳥取市議会総務企画委員会会議録

会議年月日	令和8年3月9日（月曜日）		
開 会	午前9時57分	閉 会	午後5時0分
場 所	市役所本庁舎7階 第1委員会室		
出席委員 （8名）	委員長 吉野 恭介 副委員長 伊藤 幾子 委 員 坂根 政代 雲坂 衛 米村 京子 浅野 博文 星見 健蔵 上杉 栄一		
欠席委員	なし		
委員外議員	なし		
事務局職員	事務局次長 太田奈津美	主査兼議事係長	谷島 孝子
出席説明員	<p>【総務部】</p> <p>総務部長 塩谷 範夫 次長兼総務課長 濱岡 直樹 総務課公文書管理室長 井上 拓也 総務課課長補佐 濱崎 浩司 行財政改革課長 宮崎 学 行財政改革課参事 米田亜希子 行財政改革課課長補佐 黒田 洋太 職員課長 入江 卓司 職員課課長補佐 前田 修次 検査契約課長 松尾 一繁 検査契約課課長補佐 霜村 俊二 財産経営課長 金谷 幸一 財産経営課課長補佐 中島 祥太 資産活用推進課長 福井 一朗 資産活用推進課課長補佐 西川 裕二</p> <p>【総務部 税務・債権管理局】</p> <p>税務・債権管理局長兼市民税課長 中島 辰哉 固定資産税課長 雁長 徹 収納推進課長 池原 章博 市民税課課長補佐 谷本 泰志 固定資産税課課長補佐 渡邊 佳絵 収納推進課課長補佐 中瀬 淳</p> <p>【総務部 人権政策局】</p> <p>人権政策局長兼人権推進課長 山下 宣之 中央人権福祉センター所長 田渕 聡 人権推進課課長補佐 中川 真理 中央人権福祉センター総括主査 川口 寿弘 中央人権福祉センター主査 川上 正樹 男女共同参画課長 小清水 晃子 男女共同参画課課長補佐 川北 明子 男女共同参画センター所長 坂本 欣生</p> <p>【危機管理部】</p> <p>危機管理部長 山川 泰成 危機管理課長 田川 新一 危機管理課参事 中本 克章 危機管理課課長補佐 北村誠太郎</p>		

	<p>【市民生活部】</p> <p>市民生活部長 谷口 恭子 地域振興課長 河上 昌輝 地域振興課課長補佐 有田 博 協働推進課長 小森 毅彦 協働推進課参事 山根 優子 協働推進課課長補佐 酒本 晶恵 市民総合相談課長 前田 武志 市民総合相談課課長補佐 白間 純一 次長兼市民課長 北村 貴子 市民課参事 植田 光一 市民課課長補佐 山内 祥光</p> <p>【環境局】</p> <p>環境局長兼生活環境課長 山根康子郎 生活環境課参事 林 公博 生活環境課課長補佐 池原 洋右 環境保全課長 西澤 直也 環境保全課課長補佐 広谷 英之</p> <p>【総合支所】</p> <p>国府町総合支所長 須崎ひとみ 国府町総合支所副支所長 藪下 昇 福部町総合支所長 米澤 裕治 福部町総合支所副支所長 福山あゆみ 河原町総合支所長 山根ちはる 用瀬町総合支所長 太田 潤一 用瀬町総合支所副支所長 岡本 秀一 佐治町総合支所長 下田 俊介 佐治町総合支所副支所長 下石 直生 気高町総合支所長 中原 登 気高町総合支所副支所長 久野 明男 鹿野町総合支所長 小林 克己 鹿野町総合支所副支所長 西垣 拓二 青谷町総合支所長 佐々木敏彦 青谷町総合支所副支所長 田中 陽一</p>
傍 聴 者	なし
会議に付した事件	別紙のとおり

午前9時57分 開会

【総務部・危機管理部】

◆吉野恭介委員長 ただいまから、総務企画委員会を開会いたします。本日の日程は、お手元に配付のとおり、総務部・危機管理部、続いて、市民生活部の審査を行います。企画推進部、各種委員会等の所管分につきましては、3月10日としております。

令和8年度当初予算につきましては、予算審査特別委員会での審査となっております。委員長の宣告により、配付のレジュメどおり、総務企画委員会と予算審査特別委員会総務企画分科会の切替えを行いますので、御承知ください。なお、質疑及び説明、答弁は簡潔にさせていただきますよう、執行部及び委員の皆様をお願いをしておきます。

初めに、塩谷総務部長に御挨拶をいただきたいと思います。塩谷総務部長。

○塩谷範夫総務部長 総務部の塩谷です。本日は、総務部・危機管理部につきまして、議案の審査等、よろしくお願いたします。前回の2月25日の総務企画委員会で御説明を申し上げます。

た、先議分以外の議案6件につきまして、審議のほうをお願いをしたいと思います。

次に、3月5日に追加提案をさせていただきました議案といたしまして、議案第65号令和7年度鳥取市一般会計補正予算（第9号）のうち、所管に属する部分と、議案第67号鳥取市消防団員等公務災害補償条例の一部改正についてにつきましては、説明を申し上げた後、審議のほうよろしくお願ひしたいと思います。

また、予算審査特別委員会総務企画分科会への切替えの後につきましては、説明のほうは、前回の分科会でさせていただいておりますので、本日は審議のほうをよろしくお願ひしたいと思います。本日は、どうぞよろしくお願ひします。

◆吉野恭介委員長 ありがとうございます。

議案第40号鳥取市行政手続条例の一部改正について（質疑・討論・採決）

◆吉野恭介委員長 それでは、早速、議案審査に入ります。先議分以外につきましては、前回の委員会で御説明をいただいております。

質疑に入ります。議案第40号鳥取市行政手続条例の一部改正についての質疑を行います。質疑のある方は、挙手をお願いします。伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 すみません。これ、市のホームページでも閲覧できるようにするってことなんですけど、掲示場棚で、あそこ見たら、役所の庁舎の前の掲示場、あれだといっぱい文書がばっつとあって、そこに、そこを見ればあるのは分かるんですけど、インターネットをホームページで見る場合に、こう、すぐにそこにたどり着けるようにするのか、見やすく、市民の人が見たいと思ったときに、すぐにアクセスできるように、こう閲覧できるようにしてもらえるのか、その辺りはどうなるんですかね。

◆吉野恭介委員長 濱岡次長。

○濱岡直樹次長兼総務課長 総務課、濱岡です。具体的には、まだ、どういった形での公開するかについては、決めてないんですけども、趣旨としましては、不特定多数の者が見えることってことですので、分かりやすくするにはしたいと思っております。以上です。

◆吉野恭介委員長 伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 なかなか、こう知りたい情報にすぐたどり着ける場合と、本当に、どこに入ってるか分からないっていうのもあったりするので、ぜひ、たどり着きやすいような、そういう環境を整えていただきたいと思います。以上です。

◆吉野恭介委員長 そのほか質疑ございますか。質疑なしと認め、討論に入ります。

討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 討論なしと認め、討論を終結します。

採決に入ります。これより、議案第40号鳥取市行政手続条例の一部改正についてを採決いたします。本案に賛成の方は、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

◆吉野恭介委員長 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第 41 号鳥取市職員の特殊勤務手当に関する条例及び鳥取市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について（質疑・討論・採決）

- ◆吉野恭介委員長 続いて、議案第 41 号鳥取市職員の特殊勤務手当に関する条例及び鳥取市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について質疑を行います。質疑のある方は、挙手をお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- ◆吉野恭介委員長 質疑なしと認め、質疑を終結します。

討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- ◆吉野恭介委員長 討論なしと認め、討論を終結します。

採決に入ります。議案第 41 号鳥取市職員の特殊勤務手当に関する条例及び鳥取市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について、本案に賛成の方は、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

- ◆吉野恭介委員長 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第 42 号鳥取市税条例の一部改正について（質疑・討論・採決）

- ◆吉野恭介委員長 続いて、議案第 42 号鳥取市税条例の一部改正について質疑を行います。質疑のある方は、挙手をお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- ◆吉野恭介委員長 質疑なしと認め、質疑を終結します。

討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- ◆吉野恭介委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決に入ります。議案第 42 号鳥取市税条例の一部改正について、本案に賛成の方は、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

- ◆吉野恭介委員長 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第 43 号鳥取市犯罪被害者等支援条例の一部改正について（質疑・討論・採決）

- ◆吉野恭介委員長 続いて、議案第 43 号鳥取市犯罪被害者等支援条例の一部改正について、質疑のある方は、挙手をお願いします。上杉委員。

- ◆上杉栄一委員 これは、予算のところでは質問しようかなと思ったんですけども、それに関連しての条例改正ということで、こちらのほうで聞かせてもらいます。今まで市単独でやっていた、この支援事業を、県で一括してやると。それについて、市もその中に入って、市のほうから、5年間で766万2,000円の5分の1で153万3,000円っていうことを、これを、県全体で、

市町村でプールした形で、それを支援していこうということだろうと思うんですけども、鳥取市の持ち出しとあるんですけど、これ、県が今度やっていくんで、市の条例っていうかな、それはもうなくなるということに理解してるんですけども、鳥取市のメリットって、何がありますかいな、それをすることによる。

◆吉野恭介委員長 山下局長。

○山下宣之人権政策局長兼人権推進課長 人権推進課、山下です。鳥取市のメリットということですが、これは市のメリットというよりは、これまで各市町村で、個別に見舞金の支給を行っておりました。県内でいいますと、19市町村のうち、15市町村が見舞金の支給をしておりましたので、やっていない自治体もあったということもあって、これをすることによって、県内どこでも、一律に同一水準の支援が受けられる公平性の確保ということと、専門的な知見を持つ、県による迅速的で的確な審査が行えると。今までは、県警と鳥取県の犯罪被害者総合サポートセンターから、鳥取市のほうに連絡があって、それから見舞金の支給というような形を取っておりましたけども、これからは、犯罪被害者総合サポートセンターのほうで支給をするということで、迅速な支給決定にも至るということで、県民の皆様にとっては、そういったメリットがあるということで、市町村も賛同したということになっております。以上でございます。

◆吉野恭介委員長 上杉委員。

◆上杉栄一委員 今まで、市独自の分でいうと、30万だったですね。これが、県に移行した場合に、この金額が同額になるかちょっと分かんないですけども、そういうことになれば、市が加入するメリットってのがあるんだろうというふうに思うんですけども、それがなくなることになったときには、今まで、例えば、前年度の予算からすると、前年度の当初予算が40万ぐらいなんだけども、今年からは、この県の基金に積み立てる分について、153万か、が毎年これを、いわゆる計上せなあかんっていう格好になるんですけども、確かに、県全体では、それはいいんだろうけれども、鳥取市からすると、例えば、その支援状況からすると、条件は一緒で、支払う部分については増えていくっていうような形になるのか、ならんのか、その辺りを教えてください。

◆吉野恭介委員長 山下局長。

○山下宣之人権政策局長兼人権推進課長 人権推進課、山下です。すみません、ちょっと説明が不足しておりましたようで。このたびの県の制度に移行することによりまして、今まで本市の見舞金ですと、死亡被害者への遺族に30万円で、重傷病者に10万円ということの制度だったんですけども、この県制度に移行することによりまして、死亡被害者への遺族には100万円で、重傷病者には、加療期間に応じて30万円または50万円の支給ということで、制度自体が拡充されます。

それと、今まで市の制度にはなかった、転居・防犯対策の支援金、生活維持支援金、遺児等支援金、あと、再提訴等の支援金といった、新たな制度が制度化されますので、制度としても非常に拡充をされまして、なおかつ県内統一的ということで、手厚い支援制度が構築されるということで、今回、その寄附金という形で、県と市町村で折半ということで、市の負担のほうも、今までのものよりも若干増えるというような形になるかと思っております。以上でございます。

◆吉野恭介委員長 上杉委員。

◆上杉栄一委員 支援金、支援制度の拡充ということで理解をいたしました。以上です。

◆吉野恭介委員長 そのほか質疑ございますか。質疑なしと認め、質疑を終結します。
討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決に入ります。議案第43号鳥取市犯罪被害者等支援条例の一部改正について、本案に賛成の方は、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

◆吉野恭介委員長 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第51号鳥取市人権交流プラザの設置及び管理に関する条例の一部改正について（質疑・討論・採決）

◆吉野恭介委員長 続いて、議案第51号鳥取市人権交流プラザの設置及び管理に関する条例の一部改正についての質疑を行います。質疑のある方は、挙手をお願いします。星見委員。

◆星見健蔵委員 この人権交流プラザの設置及び管理に関する条例の一部改正についてということで、この会館の使用料が、研修室を会議室ということ、教養室を会議室にというようなことで、使用料の引下げということが行われることになったわけですが、この引下げをすることについて、どういうことで引下げということになったのか、その辺をお聞かせください。

◆吉野恭介委員長 田淵所長。

○田淵 聡中央人権福祉センター所長 中央人権福祉センター、田淵です。委員の言われました会議室の使用料の、もともとあった金額から下がったという御質問だったと思います。こちらにつきましては、会議室の1と2につきまして、もともとあった研修室・教養室の面積が、研修室は112平米だったものが会議室1は74平米、それから、教養室は55平米あったものが37平米と、面積が減ったことによる使用料の減額となっております。以上です。

◆吉野恭介委員長 その他質疑、御意見ありますか。質疑なしと認め、質疑を終結します。
討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 討論なしと認め、討論を終結します。

採決に入ります。議案第51号鳥取市人権交流プラザの設置及び管理に関する条例の一部改正についてを採決いたします。本案に賛成の方は、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

◆吉野恭介委員長 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第58号包括外部監査契約の締結について（質疑・討論・採決）

◆吉野恭介委員長 続いて、議案第58号包括外部監査契約の締結についての質疑を行います。質疑のある方は、挙手をお願いします。よろしいですか。質疑なしと認め、質疑を終結します。

討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 討論なしと認め、討論を終結します。

採決に入ります。議案第58号包括外部監査契約の締結についてを採決いたします。本案に賛成の方は、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

◆吉野恭介委員長 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第65号令和7年度鳥取市一般会計補正予算のうち所管に属する部分（説明・質疑・討論・採決）

◆吉野恭介委員長 それでは、続いて、追加提案分に入ります。議案第65号令和7年度鳥取市一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分の説明を、執行部、お願いいたします。宮崎課長。

○宮崎 学行財政改革課長 行財政改革課の宮崎でございます。よろしくお願いたします。それでは、議案第65号令和7年度鳥取市一般会計補正予算（第9号）、所管に属する部分について御説明いたします。説明に当たりましては、A4横の資料4、総務企画委員会補正予算説明資料（令和7年度2月追加補正）に沿って進めさせていただきます。資料4の左に予算書のページを振っておりますので、併せて御覧いただければと思います。

それでは、2ページを御覧ください。款繰入金、財政調整基金繰入金、補正額が2億8,227万2,000円でございます。こちらは、このたび追加提案いたしました一般会計補正予算（第9号）、内容的には、学校体育館の空調整備など、国補正予算の前倒し事業、そして、2月の大雪関連、総額12億9,522万2,000円、こちらに必要となる一般財源でございます。財政調整基金から繰入れとしました理由を申し上げますが、昨年もだったんですが、全国的に大雪に見舞われていることから、県から、なかなか雪の対策で多くの配分は期待しづらいんじゃないと言われてるところでありまして、災害や大雪を加味しない近年の実績、昨年度もだったんですが、令和3年、4年が、それぞれ25億程度であったことを踏まえまして、2月補正予算で、既に、その額を計上しておりますことから、このたびの補正予算では、昨年度と同様に、不足する部分を財政調整基金から繰り入れるものでございます。

なお、昨年の委員会でも、上杉議員のほうから、除雪経費に関しては、国にしっかりと要望するようにとの御意見もいただいております。この2月の8、9の辺りもかなり降りましたけども、この除雪に要した経費につきましては、このたびの補正も含めまして、国特別交付税の要望をしているところです。特別交付税の増額が決まりましたら、3月末ぐらいには交付決定になりますけども、その額を見ながら、3月専決補正時点で、剰余金が見込まれる場合は、財政調整基金に戻していきたいと考えております。以上でございます。

◆吉野恭介委員長 金谷課長。

○金谷幸一財産経営課長 財産経営課、金谷です。続きまして、繰越明許費につきまして説明をさせていただきます。資料4の1を御覧ください。財産管理事務費です。予算書は28ページで

す。この事業費は、本課所管の市有地につきまして、適切な維持管理を行うための予算でございまして、本年度の事業として、賀露地内擁壁改修工事を行っているところです。これは、賀露地内にあります本市所管の土地につきまして、それを支える擁壁の崩落の危険性があるため、災害防止対策として改修工事を行っており、3月上旬の工事完了に向け、施工中でありましたが、1月から2月にかけての激しい雪に見舞われたことで、現場における積雪や路面凍結により、年度内の完成が困難となったため、繰越明許費を計上させていただいてるものでございます。繰越額は、工事請負費1,800万円のうち、前金により、年度内に執行した額を除いた額である1,180万円を計上しております。なお、繰越しの議決をいただきました後は、契約変更を行い、4月中に工事を完了する予定でございます。

以上で、一般会計補正予算9号、所管に関する、属する部分の説明を終わります。よろしくお願いたします。

◆吉野恭介委員長 御説明いただきました。

本案に対する質疑を行います。質疑のある方は、挙手をお願いします。上杉委員。

◆上杉栄一委員 今の除雪の関係で、8億円を一般会計繰入れにするということですが、さっき課長のほうから話がありました、特交のほうで、国のほうから、これが、新年度になってからの国の決定に多分なるんでしょうと思うんですけども、とすると、金額的には、この8億っていうものが、具体的には、これを繰り入れてるんですけども、繰戻しっていうか、要するに、これを基金繰入れに、同じ金額が返ってくるような状況になりますか。

◆吉野恭介委員長 宮崎課長。

○宮崎 学行財政改革課長 宮崎でございます。資料4の2ページ目で、まず、8億円につきましては、当初予算の段階で、一旦、年度間調整で繰入れをさせていただきまして、2月補正で8億については戻しております。今、御意見をいただきました2億8,000万余ですけども、前年でいきますと、特別交付税の交付決定が3月21日に来ておりまして、何とかここで見ていただけるのではないかなと思っておりますが、万一、穴が空いてはいけないということで、一旦、財政調整基金から取り崩して計上させていただいております。国のほうに、しっかりとつけていただくことができれば、3月専決補正予算で戻すことができるのではないかなと思っております。以上でございます。

◆吉野恭介委員長 そのほか質疑ございますか。質疑なしと認め、質疑を終結します。

討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 討論なしと認め、討論を終結します。

採決に入ります。議案第65号令和7年度鳥取市一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分を採決いたします。本案に賛成の方は、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

◆吉野恭介委員長 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第67号鳥取市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について（説明・質疑・討論・採

決)

◆吉野恭介委員長 続いて、議案第67号鳥取市消防団員等公務災害補償条例の一部改正についての説明をお願いいたします。田川課長。

○田川新一危機管理課長 危機管理課、田川でございます。議案第67号鳥取市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について説明をさせていただきます。追加提案の付議案は5ページ、説明に当たりましては、本日お配りしております資料5を使って説明をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

非常勤消防団員などが、災害現場での防災活動により、死亡、負傷または疾病にかかった場合などに係る損害補償につきましては、消防組織法第24条第1項の規定により、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令で定める基準に従い、市町村が条例で定めるものとされております。本年2月6日に、この政令が改正され、補償基礎額及び扶養に係る補償基礎額の加算額の改定が行われたことに伴い、本市の公務災害補償条例を改正しようとするものでございます。

具体的な内容は、資料5の第2、改正内容のとおりでございます。①は、非常勤消防団員の補償基礎額の引上げ、②は、消防作業などに協力した一般の方の補償基礎額の引上げ、ページをはぐっていただいて、③は、それらの方に扶養親族がある場合の補償基礎額の加算額の改定でございます。政令の基準額と同内容となっております。政令の基準額は、一般職の国家公務員公安職の俸給表と、扶養手当支給額を参考にして設定されておまして、これらの給与改定に伴って、公務災害に係る補償基礎額等の改定も必要になったことによるものでございます。

改正条例の施行日は、令和8年4月1日とし、改正後の新しい損害補償等の規定は、施行日以後に、支給事由が発生するものから適用するものといたします。説明は以上でございます。

◆吉野恭介委員長 御説明いただきました。

本案に対する質疑を行います。質疑のある方は、挙手をお願いします。上杉委員。

◆上杉栄一委員 補償基礎額って、各市町村で決定するということだったんですけども、国のこの基礎額の最低額が書いてありますが、9,700円から1万円にと、1万5,000円に引き上げますということなんですけれども、これは、国の定める最高額っていうかな、最低額っていうんか、各県内でいうと、市町村によって、この補償のあれっていうのは差がありますか、それぞれの地域地域で。

◆吉野恭介委員長 田川課長。

○田川新一危機管理課長 危機管理課、田川でございます。全国市町村一律でございます。

◆吉野恭介委員長 そのほか質疑ありますか。質疑なしと認め、質疑を終結します。

討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 討論なしと認め、討論を終結します。

採決に入ります。議案第67号鳥取市消防団員等公務災害補償条例の一部改正についてを採決いたします。本案に賛成の方は、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

- ◆吉野恭介委員長 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。
それでは、ここで総務企画委員会を終了し、予算審査特別委員会総務企画分科会を開催いたします。

予算審査特別委員会総務企画分科会に切替え 午前10時24分 休憩

総務企画委員会に切替え 午後1時44分 再開

【市民生活部】

- ◆吉野恭介委員長 ただいまから、総務企画委員会を再開いたします。
市民生活部の審査に入ります。令和8年度当初予算につきましては、予算審査特別委員会での審査となっております。委員長の宣告により、配付のレジュメのとおり、総務企画委員会と予算審査特別委員会総務企画分科会の切替えを行いますので、御承知ください。
なお、質疑及び説明、答弁は簡潔にさせていただきますよう、執行部及び委員の皆様をお願いをしておきます。

まず初めに、谷口市民生活部長に御挨拶をいただきたいと思います。谷口市民生活部長。

- 谷口恭子市民生活部長 市民生活部の谷口でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。
本日、御審議いただきますのは、2月26日の委員会で御説明をいたしました議案3件と、それから、3月5日追加提案いたしました、一般会計補正予算（第9号）に係るものでございます。これは、2月の降雪に伴いまして、佐治支所、それから、鹿野支所の駐車場の除雪に係る経費増額分30万5,000円を計上しているものでございます。説明につきましては、佐治支所長からまとめてさせていただきますと思います。それでは、どうぞよろしくお願ひいたします。

- ◆吉野恭介委員長 ありがとうございます。

議案第60号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定及び変更について（質疑・討論・採決）

- ◆吉野恭介委員長 それでは、早速、議案審査に入ります。先議分以外につきましては、前回の委員会で御説明をいただいております。

質疑に入ります。議案第60号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定及び変更についての質疑を行います。質疑のある方は、挙手をお願いします。よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

- ◆吉野恭介委員長 質疑なしと認め、質疑を終結します。

討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- ◆吉野恭介委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決に入ります。議案第60号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定及び変更についてを採決いたします。本案に賛成の方は、挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

- ◆吉野恭介委員長 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第 61 号鳥取市過疎地域持続的発展計画の変更について（質疑・討論・採決）

- ◆吉野恭介委員長 続きまして、議案第 61 号鳥取市過疎地域持続的発展計画の変更について質疑を行います。質疑のある方は、挙手をお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- ◆吉野恭介委員長 質疑なしと認め、質疑を終結します。

討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- ◆吉野恭介委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決に入ります。議案第 61 号鳥取市過疎地域持続的発展計画の変更について採決をいたします。本案に賛成の方は、挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

- ◆吉野恭介委員長 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第 62 号財産の無償譲渡について（質疑・討論・採決）

- ◆吉野恭介委員長 続いて、議案第 62 号財産の無償譲渡について質疑を行います。質疑のある方は、挙手をお願いします。よろしいですね。質疑なしと認め、質疑を終結します。

討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- ◆吉野恭介委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決に入ります。議案第 62 号財産の無償譲渡について、本案に賛成の方は、挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

- ◆吉野恭介委員長 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第 65 号令和 7 年度鳥取市一般会計補正予算のうち所管に属する部分（説明・質疑・討論・採決）

- ◆吉野恭介委員長 それでは、続いて、追加提案分に入ります。議案第 65 号令和 7 年度鳥取市一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分の説明をお願いいたします。下田佐治町総合支所長。

- 下田俊介佐治町総合支所長 佐治町総合支所、下田でございます。一般会計補正予算の説明をさせていただきます。資料は、本日お配りした資料 4 でございます。ページは 2 ページです。総務費、総務管理費、財産管理費、庁舎管理費でございます。これは、部長の説明にもございましたとおり、総合支所の除雪に関する経費の増額をお願いするものでございます。この冬は、降雪量、降雪回数ともに多く、顕著な大雪に関する情報が出るなど、一時的に大きな雪、大雪

となりまして、総合支所の駐車場の除雪を依頼する回数や、除雪に要する時間が、当初の予想を上回って必要となったものでございます。このような状況を踏まえまして、実績見込みにより、必要となる予算の増額をお願いするものでございます。

既定予算に不足が生じる見込みとなりましたのは、佐治町総合支所と鹿野町総合支所の2つの支所でございます。お願いする予算額は、佐治町総合支所分が18万2,000円、鹿野町総合支所分が12万3,000円でございます。財源は全て一般財源でございます。説明は以上です。

◆吉野恭介委員長 ありがとうございます。説明いただきました。

本案に対する質疑を行います。質疑のある方は、挙手をお願いします。よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 質疑なしと認め、質疑を終結します。

討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 討論なしと認め、討論を終結します。

採決に入ります。議案第65号令和7年度鳥取市一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分を採決いたします。本案に賛成の方は、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

◆吉野恭介委員長 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

それでは、ここで総務企画委員会を終了し、予算審査特別委員会総務企画分科会を開催いたします。

予算審査特別委員会総務企画分科会に切替え 午後1時51分 休憩

総務企画委員会に切替え 午後4時59分 再開

【その他】

陳情の不採択理由の確認について

◆吉野恭介委員長 総務企画委員会を開催いたします。その他ということで、陳情の不採択理由の確認ということで、資料が1枚回ってると思います。一読いただいて、問題なければ、これでいかせていただきたいと思いますと思いますが、よろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 じゃあ、そのようにさせていただきます。

以上で総務企画委員会、終了します。お疲れさまでした。ありがとうございました。

午後5時0分 閉会

市民生活部

..... 《 総務企画委員会 》

◎議案【先議分以外：質疑・討論・採決】

議案第 60 号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定及び変更について

議案第 61 号 鳥取市過疎地域持続的発展計画の変更について

議案第 62 号 財産の無償譲渡について

◎議案【追加分：説明・質疑・討論・採決】

議案第 65 号 令和 7 年度鳥取市一般会計補正予算（第 9 号）【所管に属する部分】

..... 《 予算審査特別委員会 総務企画分科会 》

◎議案【予算審査分：質疑】

議案第 6 号 令和 8 年度鳥取市一般会計予算【所管に属する部分】

議案第 11 号 令和 8 年度鳥取市墓苑事業費特別会計予算

議案第 17 号 令和 8 年度鳥取市電気事業費特別会計予算

◎分科会長報告の取りまとめ

その他

..... 《 総務企画委員会 》

- ・ 陳情の不採択理由の確認について